

平成30年第8回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年8月22日（水）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 平成30年8月22日(水)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第47号 非農地証明申請について  
日程第 6 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第 7 議案第49号 農用地利用配分計画原案の諮問について  
日程第 8 議案第50号 農地利用最適化推進委員の解職について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 47分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 平成30年第8回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。





~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時40分 休憩

午後1時40分 再開

○村上会長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第4 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○事務局 以上13件でございますけれども、農地区分及びその判断理由等の詳細については、別添の「農地転用許可申請に係る調査書」のとおりでございます。

事務局からは、以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告を行います。まず、受付番号71号から73号まで、12番 秋國委員お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号71から73号までについて、8月の10日、事務局と農業委員1名、推進委員3名で現地の確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。まず地図の46-71から73というのを見てください。申請地1から3は1カ所に続いてあります。それから、右側に道、書いてあるんですが、中央に、あれば、●●●から●●に抜ける農道が通っております。その農道でございます。それから、●●●●●●●いうて、左にありますけど、そこは、高宮の●●●●●●がございまして。その隣に、●●●●●●●いうのが、この●●●●●●に入る取りつけ道です。道でございます。申請人は、この土地に、下に図面があるんですが、この土地に野菜のくずを主とした加工堆肥施設をつくるということで、この申請地を購入するということでございまして。周辺は、農地はほとんどありませんので、他の農地への影響などは全くないことなどから、やむを得ないんじゃないかと思っております。

以上で、報告終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号74号について、10番 光永委員お願いいたします。

○光永委員 10番 光永です。受付番号74番について報告いたします。8月9日、9時より、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名で、現地を調査しましたので、報告いたします。場所は、国道54号線を●●●●の信号より●●方面に500m行った左手に、最近、●●●●●●●というの、発見されておりますが、その●●●●に登る手前にあります。別図46-74が、現地なのですが、申請人の●●さんは、この周りに、4カ所から5カ所、昔からの墓地があり、これを1カ所に集めたいということで、今回の申請になりました。左手の図面の墓地が、今までにあった墓石を全ておろして、集めると、右手のほうが、新しい母親、あるいは、父親が亡くなられておるので、それをおろしたのを、墓所とするということで、4カ月ぐらい前に、

一度、ほかの申請が出たんですが、墓地にされるということで、再度、お願いをして、墓地のような形での5条申請にしたらどうかということで、今回の申請に至りました。周りもほとんどですね、畑ですね、耕作が放棄されております。ここに墓所ができたということで、他の農地への影響はないと思われまます。詳しいことは、調査書に載せてありますので、報告を終わります。以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号75号から82号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号75号から82号について報告いたします。

8月8日、推進委員7名、農業委員2名、事務局で、現地を確認いたしました。別図、46-75から82というのをごらんいただきたいと思ひます。下側に道というのはですね、国道54号線です。この挟んで、下側に●●●●●●があります。申請地6の横の●●●●●●というのですね、●●●●●●のお店があります。それで、申請地2の上の雑種地の上に●●●●●●というのが、保育所、児童クラブ、幼稚園等の職員の駐車場になっております。●●●●●●及び●●●●●●が、放課後児童クラブの●●●●●●です。その横が、●●●●●●保育所、その道を挟んで上側が●●●●●●幼稚園です。という位置関係です。申請地は全部で、農地が13ぐらいありますが、ほかに宅地、図面にありますように、宅地及び雑種地を含んでの申請になっております。この地域は、都市計画区域内で、第一種中高層住居専用地域でございます。

譲受人は、申請地譲り受けて、●●●●●●を●●●●●●するため、この申請に至ったものです。申請地は、例年、耕作されてなく、この申請は、やむを得ないものと認め、確認いたしました。また、周辺農地も耕作されていないため、他の農地に影響というものはないと思われまます。また、ここにあります水路についてはですね、管理課と協議済みとのことでございます。また、敷地内の雨水については、別途、枡を設けて下流に流していくという計画をされております。

以上、報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号83号について、6番 上田委員、お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付番号83号について、報告をいたします。8月8日の10時より、農業委員2名、推進委員2名、それと事務局とで現地調査を行いました。場所ですが、八千代町●●●●●●の●●●●●●の横でございます。この●●●●●●は、以前、●●●●●●と、●●●●●●という、●●●●●●の工場があったところで、昨年、●●●●●●を新設し、8筆で、4,246㎡を駐車場として申請に至ったものです。別図の46-83をごらんください。この地番ではないですが、●●●●●●と書いてあるところが、国道54号線でございます。それで、●●●●●●と書いてあるところが、●●●●●●でございます。●●●●●●が、町道でして、申請地がですね、8筆で、4,246㎡、それで、その国道と、申請地の間ですが、●●●●●●は、現在の駐車場になっております。●●●●●●は、譲

渡人の●●●●さんの住宅地でございます。●●●とその周りは、田んぼでございます、水路等は、従来どおり周辺の支障が生じるとは考えないため、やむを得ないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。

質疑、意見はありませんか。

ありませんね。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

#### 《賛成者挙手》

○村上会長 ありがとうございます。

全員挙手、賛成多数。よって、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号71号から73号、75から83号は許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することといたします。

続いて、日程第5 議案第47号 非農地証明申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

#### 《事務局説明》

○事務局 以上3件でございますけれども、これらの案件は安芸高田市農業委員会非農地証明事務取扱要領第5に該当するため証明基準を満たすものと考えております。事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号37号と39号について、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 3番 津田でございます。37号、39号について調査報告をいたします。37号ですが、別図47-37をごらんください。この案件は、毎年実施しておる農地の調査のときにですね、毎年、お願いをしておった農地なんです。完全に原野なり山林になっとるから、申請をしてくださいというふうをお願いをしておったんですが、●●さん相当御年齢でですね、なかなか実現しなかったんですが、このたびやっと申請が出されました。

場所ですが、美土里支所から、●●のほう、●●●のほうへ向かって行きますと、●●集落といいますが、地区があります。地図向かって、山側、左側ですね、左側の山裾に1番と2番が、丸が書いてありますが、1番についてですね、●●●●番地ですが、ほんとに小さい土地

です。家と●●●●には墓があるんですが、一番上にですね、その墓の下に、小さい畑があるんですが、もう農地か何かわからん状況があります。よく見れば昔は、耕作、畑があったんだなというようなところなんです、これが、今後とも耕作をされるというようなあれはありませんので、このたび申請をされました。

それから、その下に、2番の●●●●●●、これは、農道から、山に向かって、大分上がります。大分上がったときに、昔の人はすばらしい思うんですが、これだけの土地をですね、開墾されておるんですが、何さま、農機具が全く行かないような土地で、耕作を全くされておりません。もう現在は、山林化して、どこに土地があるのか、わからんような状況になっております。これが、もう今後とも耕作ができないということで、申請がなされました。いずれもですね、やむを得ないと思うんですが、他の農地等に支障を来すというようなことは全くございませんので、やむを得ないというふうに見させていただきました。

次に、39号ですが、次の図になりますけども、これは前回の、7月の総会で、説明をした残りです。●●●●さんが、所有権移転なり農地の申請をされておりましたけれども、その残りの土地の非農地申請がなされました。別図の39、これは37、39、一番最後です。39を見てもらうと、●●●●●●、下のほうの図で見てもらうとですね、●●●●●●が、これが自宅なんです。今は空き家になつとるんですが、●●●●●●が、自宅で、納屋と母屋があったんですが、いわゆる納屋は、もう完全に潰れて、今はありませんが、自宅のほうはまだ残っております。瓦、大分落ちとりしましたが、まだ残っております。その周辺にある土地が、今回、申請をされました。1と書いてあるのがですね、納屋の横に小さい三角の畑がありました。今は、畑か何か一つになつとりますから、よくわからないんですが、ここへ畑がありまして、これが①です。それから、2、これも家の周りにずうっと●●さんの御主人の、その前の代ですね。いわゆるおじいさんの代に、植木をやっておられたんですね、それが家の周囲に植木が幾らか植えてありましたが、御主人の時代、これは●●さんと言われて、昨年亡くなられましたが、その●●さんの代になって、全く手入れをされませんでしたので、伸び放題というか、山のような状況になっております。これも将来的には、もう耕作が不可能ということで、申請をされました。道上にあるナンバー3なんです、これはもうまさに山でね、ヒノキとか、いろんな木が、繁って、とても農地というような状況ではありません。これもあわせて申請をされたら、山林、●●●●●●ですね。

それから、その下に、三角の土地があります。申請地4です。●●●●●●、これは、県道金屋線の道沿いですから、非常に便利はいいんですけども、これも先ほど言いましたように、おじいさんの代に、若干植木を植えられたようですが、全く手入れはされておりませんので、これも山のようになっております。ある意味、これとっても場所がいいですから、もったいない土地だというような感じもしますが、奥様は、よそへ行かれましたし、誰もおられないということで、耕作不可能で、申請が出されたということです。これもですね、周囲は、植木が植

えられているような土地はあるんですが、田んぼとか畑とかありませんので、そんなに影響はないというふうに確認しました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号38号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号38号について、8月10日に事務局と農業委員1名、推進委員3名で、現地の確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。まず、別図の47-38をごらんいただきたいと思います。中央の左側に、美土里町●●と大きい字で書いてあるんですが、その下に、道がございます。Tの字のような形しとるんですが、それを入れていきますと、●●●●があります。●●●●という●●●●があるんですが、そこをずっと入って行って、高速が、中国自動車道が通っておる下をまだずっと通りまして、ずっと右側に行きますと、県道浅塚横田線と書いたところがございます。そのちょっと先を左に約500mぐらい入ったところに、申請地がございます。その手前に、●●●●さんという御自宅がございます。その自宅から200mぐらい山の中に入ったところに、この申請地はございます。周囲は山で囲まれておりまして、昔開墾されて、田にされておったんだと思いますが、現在は、雑木が生えて、雑草も伸び放題な形で、まあようここへ田をつくっておられたんだなあというように感じで見ました。なお、周囲にほかの農地は、ございませんので、ほかの農地への悪影響といえますか、影響ないと思います。

以上で、報告終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。申請どおり、受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

《賛成者挙手》

○村上会長 ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。よって、議案第47号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

続いて、日程第6 議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

《事務局説明》

○事務局 なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるものと考えております。事務局からは、以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。議案第48号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

《賛成者挙手》

○村上会長 ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。よって、議案第48号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第7 議案第49号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

《事務局説明》

○事務局 なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるものと考えております。事務局からは、以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第49号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

《賛成者挙手》

○村上会長 ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。よって、議案第49号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

次に、日程第8 議案第50号、用紙がありますが、そちらをごらんください。農地利用最適化推進委員1名についての処遇についてを議題といたします。

初めに事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

《事務局要点説明》

○村上会長 ただいま、事務局のほうからの説明いただきました。で、担当地区の農業委員さんの説明はええですか。ない。

○村上会長 ありませんか。よろしいですか。

はい。それじゃあ質疑を終了して採決に入れます。

議案第50号 農地利用最適化推進委員の解職について、原案のとおり決議することに賛成

の委員は挙手をお願いいたします。

《賛成者挙手》

○村上会長 ありがとうございます。全員賛成、挙手であります。よって、議案第50号 農地利用最適化推進委員の解職については、原案のとおり決議することに決しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって平成30年第8回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重な審議、ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

3番委員

4番委員